

冬場に多い「転倒災害」 みんなで備える「冬期災害」

令和3年度

冬の労災を なくそう運動



早めの対策で
事故を防止
しましょう！



実施期間

令和3年12月15日～令和4年2月15日

主唱 山形労働局・労働基準監督署（厚生労働省）

令和3年度「冬の労災をなくそう運動」実施要領（抜粋）

趣旨（要旨）

積雪寒冷地である山形県は、冬期間、低温や降雪、強い季節風等により、凍結や積雪による転倒災害や交通労働災害、雪下ろし作業中の屋根等からの墜落災害等、冬期特有の労働災害（以下「冬期型災害」という。）が多発することから、年末年始のあわただしさも重なる冬期間において、「山形ゼロ災3か月運動」、各労働災害防止団体が提唱する「年末年始無災害運動」と相まって、「冬の労災をなくそう運動」を展開し、冬期型災害を大幅に減少させるための取組を行うものである。

事業場の重点実施事項（抜粋）

- 過去に冬期型災害が発生した場所、凍結・融雪を繰り返す建屋等の東側・南側、風雪等による積雪が多く、雪が凍結している建屋等の北側、西側等の屋外通路や駐車場で特に滑りやすい状態になっていると考えられる場所（転倒のおそれがある場所）を降雪期前に予め把握すること。

転倒のおそれのある場所（危険な場所や状態）の例

- レベル1：あまり滑らない場所や状態（乾燥・湿潤・積雪・シャーベット）
- レベル2：滑りやすい場所や状態（凍結）
- レベル3：非常に滑りやすい場所や状態（凍結・つるつる路面・ブラックアイス）

- 前記①を元に、把握した危険性のある場所（危険な場所や状態）やその対策（注意喚起の表示や危険防止対策）を可視化（「見える化」【仮称 つるつるマップ】）することで、関係労働者に注意を喚起すること。

危険性のある場所（危険な場所や状態）の「見える化」例

- つるつるマップ
- レベル1～レベル3に応じた対策を講じ、レベル1に近づく対策を実施する。

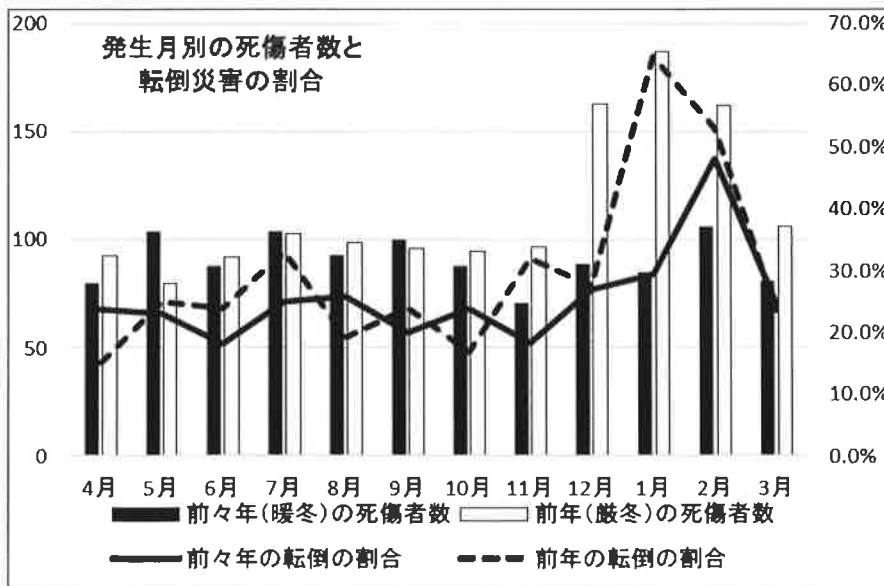
- 労働者出入口に、ポスターや降雪量・最低気温等の「天気予報」等の気象情報、つるつるマップを掲示し、労働者に注意喚起すること。（運動ポスターやマップ等の掲示）
- 労働者の通勤時間帯の前に、必要に応じ屋外通路の除雪、融雪剤の散布等を行い、安全に歩行できる通路を確保し表示すること。
- 屋外及び屋外に通じる階段には滑り止めを設けるとともに除雪・凍結防止を図ること。

事業場のその他の実施事項（抜粋）

- 転倒しにくい作業方法の徹底
- 通路、作業床の凍結等による危険防止の徹底
- 中高年層労働者対策
- 気象情報の活用によるリスク低減の実施
- 屋外作業における対策の実施
- 交通労働災害防止対策の徹底
- 雪下ろし、除雪作業等における安全対策の実施
- 一酸化炭素等の中毒予防対策
- 雪崩災害防止対策の徹底

冬期間は転倒災害が急増！

凍結危険箇所の事前把握と危険マップの作成で危険の共有化（危険の見える化）を！



【ポイント】
冬期間は、降雪や凍結路面で、転倒による労働災害が多発します。なかには、骨折して重症化するケースも多くあります。
また、「寒い冬の年」は、労働災害が多発する傾向にあります。

棒グラフ（左軸）は、各月の死傷者数（休業4日以上）。
折れ線グラフ（右軸）は、うち転倒による死傷者数の割合。

山形労働局健康安全課

023-624-8223

米沢労働基準監督署

0238-23-7120

山形労働基準監督署

023-624-6211

新庄労働基準監督署

0233-22-0227

庄内労働基準監督署

0235-22-0714

村山労働基準監督署

0237-55-2815